豊山町きれいなまちづくり表彰

令和5年11月11日(土)に、豊山町きれいなまちづくり表彰式を行いました。長年にわたり、豊山町のきれいなまちづくりに貢献された7名の方に、感謝状と記念品を贈りました。

●表彰者一覧(順不同)

石黒　　進 様
尾野　布美 様
桒原　　守 様
髙橋　忠夫 様
坪井　麻紀 様
野田　靖子 様
福井美喜男 様

▼問合せ　住民課環境保全グループ　☎28・0916

ポイ捨てのないきれいなまちへ

散乱するたばこの吸い殻や、空き缶などのポイ捨てで、まちの景観が損なわれるだけでなく、生活環境にも悪影響を与えることになります。

町内の環境美化のためにも、皆さんのさらなるご理解とご協力が必要です。マナーを守り、ポイ捨てのないきれいなまちを目指しましょう。

また、豊山町きれいなまちづくり条例第7条において、「空き缶等及び吸い殻等を自ら生じさせた者は、当該ごみを自宅等に持ち帰り、又は適切な回収容器に収納しなければならない」と規定しています。本条に違反した場合、指導、勧告及び命令処分の対象となります。

▼問合せ　住民課環境保全グループ　☎28・0916

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の支給

物価高騰等に直面する低所得世帯への支援として、1世帯あたり7万円を支給します。なお、この給付金は、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」により実施するものです。

▼支給対象者

(1)住民税非課税世帯

令和5年12月1日の基準日において、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

(ただし、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって住民税均等割が課税されていない者を含む世帯を除く。)

対象世帯には、2月上旬から、順次「住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を送付しますので、ご自身の世帯が対象かどうかは、確認書をもってご確認ください。

詳細については、町ホームページをご覧ください。

▼支給額　1世帯あたり7万円

▼支給方法　原則、申請者(世帯主)の本人名義の銀行口座へ振り込みにより行います。

▼申請方法

(1)住民税非課税世帯

世帯主の方に送付を予定している「住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金支給要件確認書」に必要事項を記載いただき、期日までにご返信ください。

▼申請期限

3月31日(日)まで

▼お知らせ　給付金を装った詐欺にご注意ください。町が受け取り手続のため、ATM操作を指示することや、手数料の振り込みを求めることはありません。

▼問合せ　福祉課福祉グループ　☎28・0912

北名古屋水道企業団検針員候補者募集

応募された方は検針員の候補者として登録され、検針員に欠員が生じたとき、登録順にご連絡させていただきます。詳細はホームページをご覧ください。(左記の二次元コードからアクセスできます。)

ホームページ二次元コード

※登録後すぐに採用となるわけではありませんので、ご了承ください。

▼問合せ　北名古屋水道企業団料金課　☎22・1252